明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○統計法施行規則の一部を改正する省令（総務九）　一
〔告　示〕
○委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件の一部を改正する件（総務四五）　二
○福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（厚生労働三一）　五
○平成二十八年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件（同三二）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録関係
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十四条及び第三十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十五日

総務大臣　山本　早苗

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号イ中「学術研究」を「研究」に改め、「を直接の目的とすること」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1)　統計成果物を用いて行った研究の成果が公表されること。

(2)　統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。

第十一条第一項中「この条から第十三条まで」の下に「及び第十六条から第十八条まで」を加え、同項第一号中「委託申出者（」を削り、「この項及び次項」の下に「並びに第十六条第一項及び第二項」を加え、「その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所」を「当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名」に改め、同項第二号中「法人等」を「前二号に掲げる者以外の者」に、「当該法人等の名称及び住所」を「その氏名、生年月日及び住所」に改め、同項第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　委託申出者が行政機関又は地方公共団体であるときは、その名称並びに担当部課の名称及び所在地

第十一条第二項第一号中「委託申出者が」の下に「行政機関、地方公共団体又は」を加え、「ときは、その代表者又は管理人」を「場合を除く。」に、「委託申出者の」を「その」に改める。

第十三条第一項中「学術研究」を「研究」に改め、同条第二項中「第十一条第一項第六号」を「第十一条第一項第七号」に改め、同項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「同意を得たとき」の下に「又は当該統計成果物を用いて行った研究の終了後に当該統計成果物が公表されたとき」を加え、同条第三項中「学術研究」を「研究」に改め、「研究の成果」の下に「若しくは統計成果物及びこれを利用してから研究の成果を得るまでの過程の概要」を加える。

第十五条第三号ロ中「第十六条において準用する第十一条から第十三条」を「第十六条から第十八条」に改める。

第十六条の見出しを「（匿名データの提供に係る手続等）」に改め、同条を次のように改める。

第十六条　提供依頼申出者は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供依頼申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

一　提供依頼申出者が行政機関又は地方公共団体であるときは、その名称並びに担当部課の名称及び所在地

二　提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名